



平成 28 年 10 月 13 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 進 和  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 根 本 哲 夫  
(コード番号 7607 東証第一部・名証第一部)  
問 合 せ 先 取 締 役 吉 田 礎 久  
管 理 本 部 長  
TEL (052) 796-2533

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 11 月 17 日開催予定の第 66 回定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社に移行することを本年 8 月 24 日に公表しておりますが、本日開催の取締役会で監査等委員会設置会社に移行するため、同定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行に伴う役員の異動につきましては、本日付の「役員の異動に関するお知らせ」にて別途開示しております。

### 記

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたのに伴い、新たに創設された監査等委員会設置会社へ移行するため、定款について所要の見直しを行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 28 年 11 月 17 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 28 年 11 月 17 日 (予定)

以 上

<別紙>

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 取締役会</li><li>2. <u>監査役</u></li><li>3. <u>監査役会</u></li><li>4. 会計監査人</li></ol> <p>第5条～第19条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、15名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>2. (条文省略)</li><li>3. (条文省略)</li></ol> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 取締役会</li><li>2. <u>監査等委員会</u> (削除)</li><li>3. <u>会計監査人</u></li></ol> <p>第5条～第19条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第20条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は、15名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役 (以下「監査等委員」という。)は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"><li>2. (現行どおり)</li><li>3. (現行どおり)</li></ol> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役 (<u>監査等委員を除く。</u>)の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

(新設)

2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(新設)

(代表取締役および役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 (条文省略)

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで

2. 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期满了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員の選任の決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員を除く。)の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員を除く。)の中から取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 (現行どおり)

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を

取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第26条 (条文省略)

(新設)

(取締役会規程)

第27条 (条文省略)

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役との責任限定契約)

第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第26条 (現行どおり)

(業務執行の決定の取締役への委任)

第27条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第28条 (現行どおり)

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第30条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

<p>(員数)</p> <p><u>第30条</u> 当社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(選任方法)</p> <p><u>第31条</u> 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(任期)</p> <p><u>第32条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第33条</u> 監査役会はその決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(常勤の監査等委員)</p> <p><u>第31条</u> 監査等委員会はその決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第34条</u> 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p><u>第32条</u> 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>

<p>(監査役会規程)</p> <p>第35条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第36条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第37条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第38条～第41条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会規則)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規則</u>による。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第34条～第37条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>(<u>監査役の責任限定契約に関する経過措置</u>)</p> <p><u>第66回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第37条の定めるところによる。</u></p>
---	--

以 上